



福岡市景観計画

Landscape Plan of FUKUOKA City

デザインガイドライン



目次

第1章	福岡市景観デザインガイドラインとは.....	01
	1 はじめに.....	01
	2 福岡市景観デザインガイドライン策定の目的.....	02
	3 福岡市景観デザインガイドラインの使い方.....	04
第2章	福岡市における景観づくりの考え方.....	05
	1 福岡市が目指す景観.....	05
	2 地域特性を活かした景観形成方針.....	06
第3章	届出制度等・届出等の手続きについて.....	07
	1 届出の流れ.....	07
	2 届出が必要な区域（景観計画区域）.....	08
	3 届出対象行為（特定届出対象行為）、 届出の適用除外とする管理行為等.....	10
	4 建築物の新築等の届出対象行為の解説.....	13
	5 工作物の届出対象行為の解説.....	15
第4章	景観計画に定める行為の制限.....	16
	1 本章の構成.....	16
	2 行為の制限の基準及び解説.....	18
	(1) 全ゾーン（市全域）にかかる行為の制限	
	(2) ゾーンごとの行為の制限	
第5章	提出書類等の様式・記入方法について.....	46
	1 手続きの流れ.....	46
	2 提出書類及び様式・記入方法.....	47
第6章	都市景観アドバイザー制度について.....	62
	1 福岡市都市景観アドバイザーに意見聴取する 対象施設の考え方.....	62
	2 アドバイザー会議に向けた流れ.....	63
 コラム	福岡市都市景観賞 受賞作品の紹介.....	41

第1章

福岡市景観デザイン ガイドラインとは



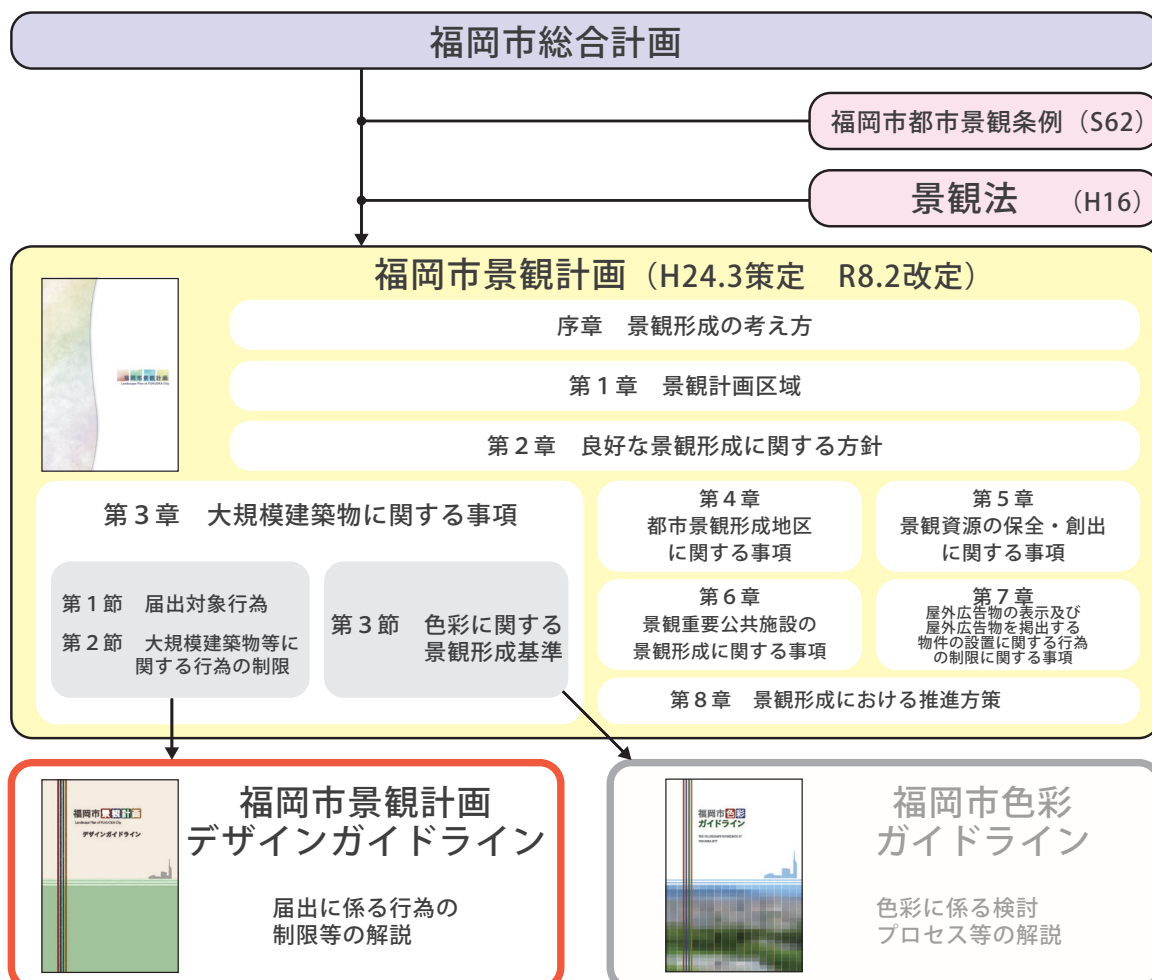
第1節 はじめに

福岡市では、豊かな自然と悠久の歴史に培われた福岡にふさわしい風格のある美しいまちづくりと市民文化の向上に資するため、「福岡市都市景観条例」及び「福岡市景観形成基本計画」を制定し、市民・事業者との共働のもと都市景観形成地区の指定や都市景観賞などの各種施策を展開してきました。

また、平成24年には、福岡市の景観形成の目標像や基本方針を明確にするとともに、魅力ある都市景観の形成に向けた施策の充実と届出に基づく景観誘導の実効性を確保するために、景観法に基づく「福岡市景観計画」（以下「景観計画」という）を策定しました。その後、令和8年3月には、「福岡市景観形成基本計画」と「景観計画」を一体化し、新たな景観計画として策定しました。

本ガイドラインは、景観計画の第3章第1、2節について分かり易く解説する手引書としてまとめたものです。

本ガイドラインを一助として、皆様との共働の取り組みが、将来にわたって福岡らしい風格のある美しいまちなみの創造に、また、市民ひとりひとりの生活の質の向上や、更には都市の成長につながるように、ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

福岡市景観デザインガイドライン策定の目的

「福岡市景観計画」に定められた景観形成の理念や方針に基づき、その具体的な計画の考え方や取り組み方法等を、市民、事業者の方々に広く共有するため、本ガイドラインを策定します。

■景観形成の理念

1 都市景観は、市民の共有財産である

良好な景観は、市民の暮らしに安らぎや潤いを与えると同時に、都市の魅力を発信し観光客などを呼び込む資源となる「市民の共有財産」です。

ひとつひとつの建築物等は、一人ひとりの所有物であると同時に、市民の共有財産である景観を形成する重要な要素であることを理解し、継続的に景観形成に取り組む必要があります。



2 市民参加による都市景観の形成

まちづくりは、市民、事業者、行政などの多様な担い手により進められるため、それぞれが景観に対する共通認識を持ち、共働して取り組んでいくことが重要です。

また、多様な景観が形成される中で、特に景観の形成を重点的に図る必要がある地域などは、市民参加による良好な景観形成に向けたルールづくりを行うなど、街並み全体の調和を図るための取り組みを進めていく必要があります。



3 長期的な視点をもつ

建築物等は、つくられてから50～100年の長い間、市民の目に触れ、景観を形成するものです。そのため、短期的な目的や流行に左右されることなく、50年後、100年後のまちの姿を想像しながら、長期的な視点で計画することが必要です。

また、福岡市の魅力の1つである歴史景観は、古くから守り育てられ、その姿を残しています。このため、新たにつくられる建築物等については、既存の景観を損ねることのないよう、慎重に検討する必要があります。



4 地域性、個性を活かす

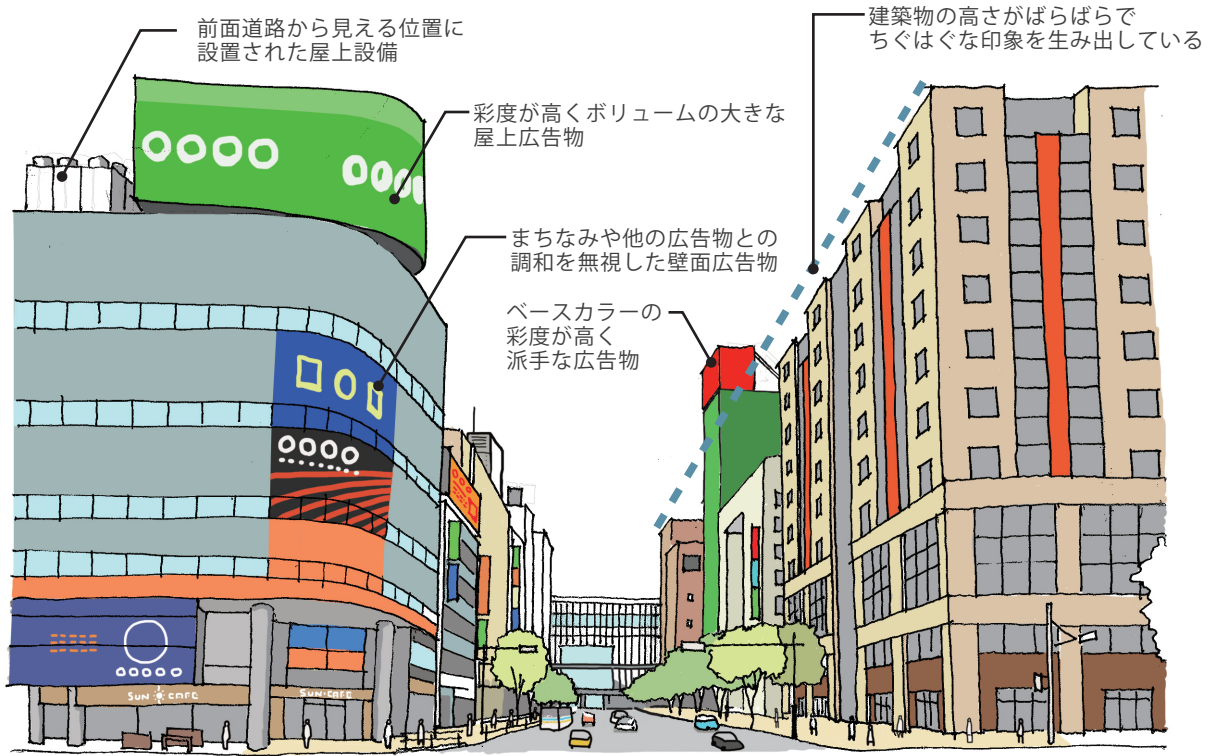
天神・博多などの都心では、高いビルやきらびやかな照明によりまちの賑わいが形成されていますが、青い海が広がる海浜ゾーンや、田園風景の広がる山の辺・田園ゾーンに、高層ビルや巨大な広告が設置されると、豊かな自然景観が阻害されてしまいます。

このように場所によってふさわしいデザインは違うため、その場所に合った計画を行い、地域性やまちの個性を最大限に生かす景観形成を行っていく必要があります。

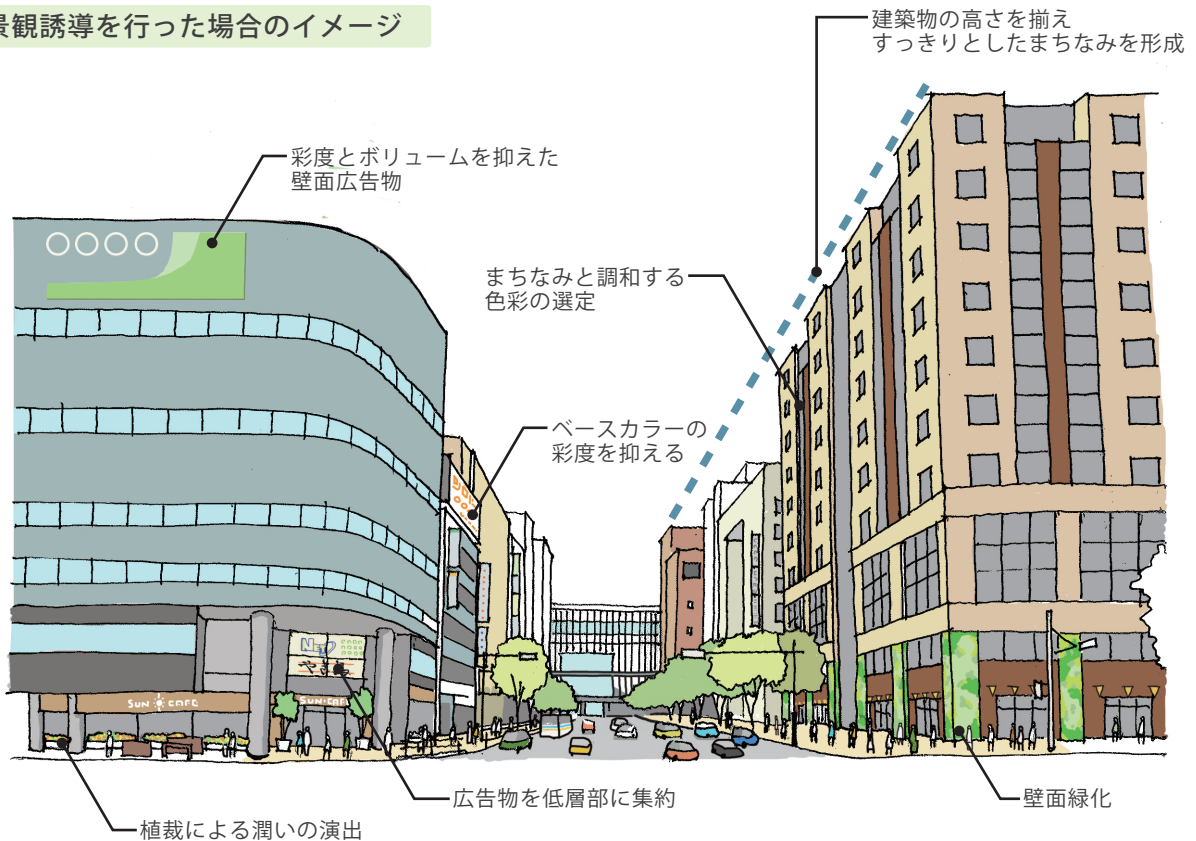


■ 景観誘導の考え方

景観誘導を行わなかった場合のイメージ



景観誘導を行った場合のイメージ



第3節

福岡市景観デザインガイドラインの使い方

本ガイドラインでは以下のとおり、「福岡市景観計画」の第3章について解説を行います。

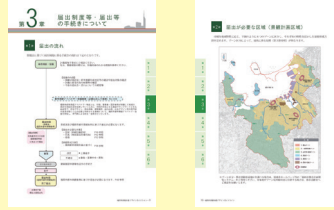
本冊子

福岡市景観計画

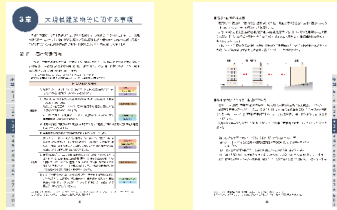
- 序章 景観形成の考え方
- 第1章 景観計画区域
- 第2章 良好な景観形成に関する方針
- 第3章 大規模建築物に関する事項
- 第4章 都市景観形成地区に関する事項
- 第5章 景観資源の保全・創出に関する事項
- 第6章 景観重要公共施設の景観形成に関する事項
- 第7章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- 第8章 景観形成の推進方策

福岡市景観計画ガイドライン

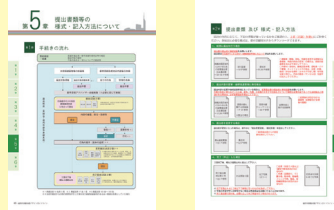
第3章 届出制度等・届出等の手続きについて



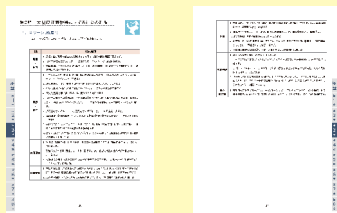
第3章 第1節 届出対象行為



第5章 提出書類等の様式・記入方法について



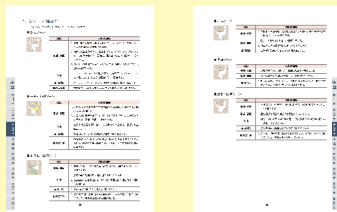
第3章 第2節 大規模建築物等に関する行為の制限 全ゾーンにかかる景観形成方針



第4章 第2節(1) 全ゾーンにかかる景観形成方針



第3章 第2節 大規模建築物等に関する行為の制限 ゾーンごとの景観形成方針



第4章 第2節(2) ゾーンごとの景観形成方針



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章